



2025年3月14日

各位

会社名 株式会社 上組
代表者名 代表取締役社長 深井義博
(コード：9364、東証プライム)
問合せ先 総務部長 岩下 隆志
(TEL. 078-271-5110)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年4月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 6,819株
(3) 処分価額	1株につき3,424円
(4) 処分総額	23,348,256円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	執行役員（委任型7名・雇用型12名）計19名 6,819株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年3月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の取締役兼務者を除く執行役員（以下、「対象執行役員」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること（以下「無償取得事由」といいます。）等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計23,348,256円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式6,819株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象執行役員 19 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

【委任型執行役員】

(1) 譲渡制限期間

2025年4月1日（以下「本処分期日」という。）～2055年3月31日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあること、かつ、第87期（2026年3月期）の連結EBITDA（※）が対前年比100%以上の水準に達したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

※連結EBITDA＝連結営業利益＋連結減価償却費

(3) 本譲渡制限期間中に、対象執行役員が定年又は死亡その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象執行役員が、当社取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（当該退任又は退職後に嘱託社員、再雇用社員及び非正規社員となる場合を含む。以下、「退任等」という。）において、対象執行役員の退任等につき、定年又は死亡その他正当な事由がある場合には、上記(2)において定める業績条件を達成したことを条件に、退任等した時点又は業績条件達成が確定した時点のいずれか遅い時点をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任等をした時点において有する本割当株式の数に、(ア) 本割当株式の交付を受けた日を含む月から当該退任等の日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）、または(イ) 取締役等への登用により本割当株式以外の譲渡制限付株式報酬の支給を受けた場合は、本割当株式の支給を受けた日を含む月から当該取締役等への登用日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）、のいずれか小さい方の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は無償取得事由が生じた時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、上記(2)において定める業績条件を達成できなかった場合には、当該直後の時点をもって、本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、株式を引き受けた日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で割った数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時

点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

【雇用型執行役員】

(1) 譲渡制限期間

本処分期日から対象執行役員が当社取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任等をした時点まで（当該退任等が、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了する前であった場合には、本払込期日の属する事業年度経過後3月を超える日の満了時点まで）とする。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本譲渡制限期間中に、対象執行役員が定年又は死亡その他正当な事由により退任等した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象執行役員が、当該退任等をした場合において、対象執行役員の退任等につき、定年又は死亡その他正当な事由がある場合には、当該退任等の直後の時点（ただし、死亡による退任等の場合は、対象執行役員の死亡後、取締役会が別途決定した時点）をもって譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

上記①で定める当該退任等をした時点において有する本割当株式の数に、(ア) 本割当株式の交付を受けた日を含む月から当該退任等の日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）、または（イ）取締役等への登用により本割当株式以外の譲渡制限付株式報酬の支給を受けた場合は、本割当株式の支給を受けた日を含む月から当該取締役等への登用日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）、のいずれか小さい方の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は無償取得事由が生じた時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、株式を引き受けた日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で割った数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第87期（2026年3月期）事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年3月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,424円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価で

あり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上